

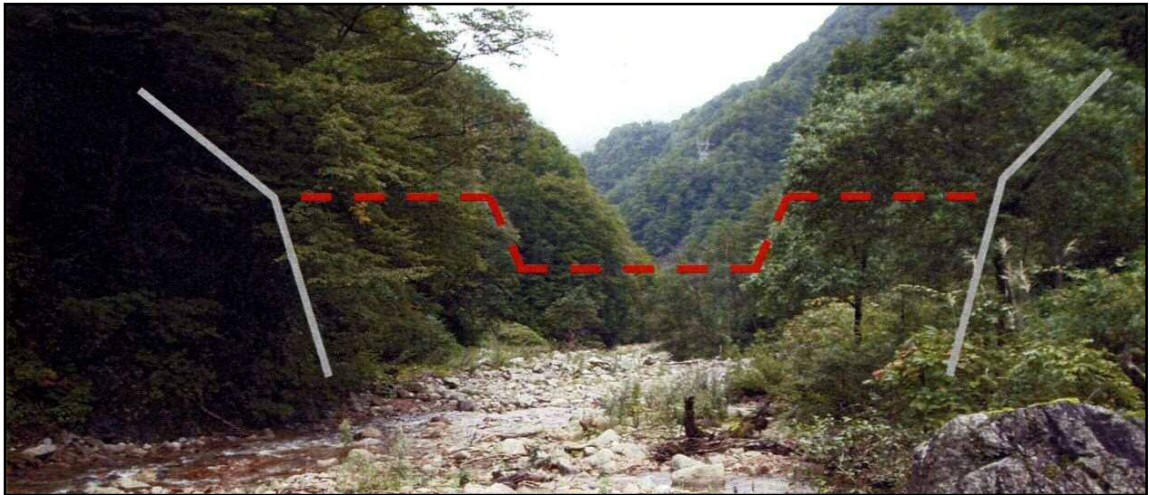
37 土砂災害対策事業（県施行）の促進について

本市は、海拔0メートルから標高3,000メートルに及ぶ多様な地形を有しておりますが、山間部には急傾斜地が多く、融雪時期や梅雨時期にはがけ崩れや地すべり等の土砂災害のおそれがあることから、危険箇所への対策が必要であります。

つきましては、土砂災害を未然に防止し、地域住民の生命や生活基盤を守るため、**土砂災害対策事業の促進**について格段の配慮をお願いします。

(施行者：富山県)

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 砂防事業 | 有峰地区ほか |
| 2 地すべり対策事業 | 八尾町青根地区ほか |
| 3 急傾斜地崩壊対策事業 | 八尾町東町地区ほか |



有峰地区（砂防事業）



八尾町青根地区（地すべり対策事業）